

この国は 2011.3.11~ 今日もなお

原子力緊急事態宣言 発令中!



— 原子力災害対策特別措置法第15条1項2号の規定に該当 —

**東京電力福島第一原発事故は
終わっていません**

.....
こういう大事なことを、なぜ国民に知らせないのでしょうか!

**「原発事故が起きたら、国と電力会社は責任を取らない、
住民を救わない」ことが私たちは分かりました。**

3.11で分かったことは――

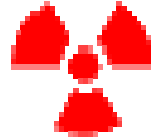
- ・人の近づけない、溶け落ちたデブリ（核燃料のかたまり）は、6年半経った今も、どうなっているか分からない。
- ・放射能汚染水は、海へ垂れ流し。
- ・放射線被ばく限度を事故が起きたらすぐ引き上げる。（福島は年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルトへ20倍に）
- ・健康被害が拡大しても、国は「因果関係が分からない」として住民を救わない。

**九州電力、国、佐賀県は九電の経営のため
住民の不安を無視して玄海原発を再び動かしているのか**

- ・玄海原発4基は2011年12月から6年間、すべて止まったまま。
- ・電気は足りている。
- ・多くの住民は再稼働に理解などしていない。
- ・安定ヨウ素剤（甲状腺がん予防薬）は手元にないと間に合わない。
- ・国と電力会社は国民に被ばくを強要しないで!
- ・これ以上、核のゴミを増やしてはならない。

**原発は命の問題です。
生活とふるさとを奪われたくありません!
原発はいりません!**

原発は放射能製造機



私たちは被ばくしたくありません

国は「絶対安全とは申し上げられない」と言ってきました。

事故は起きる、事故大前提の原発再稼働です。

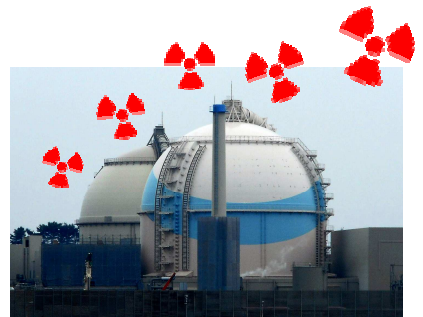
事故が起きたら誰も責任とりません。

私たちが「被ばくを押し付けしないでください」と要望すると、佐賀県知事は「最小限に抑える」(11月15日付)と言い、唐津市長は「『被ばくしない』という考え方をとらない」(11月1日)と回答しました。言い換えれば、住民の被ばくを認めているということです。

なぜ九州電力という一企業の起こす事故のために、私たちは被ばくしなければならないのでしょうか！

原発をもう動してはならない！ その理由は...

1. 隠されている被ばく労働は人権侵害である
2. 再稼働は核のゴミを増やすことになる。
次世代にこれ以上おしつけてはならない
3. 福島原発事故が収束せず、事故原因が検証されていない
4. 地震が頻発する日本列島では原発震災の危険性が高い
5. 猛毒プルトニウム(長崎原爆の材料)を使う玄海3号機プルサーマルは一層危険
6. 原子力災害避難計画では命を守ることができない
7. 最低限の備えとして安定ヨウ素剤すら住民に配布されず
8. 原発事故の責任は国、電力会社、自治体のたらいまわし



国民の毎日の食べ物の放射能基準値がいつの間にか変わっています！

	単位	事故前(H20年度)の食品放射線量*	厚生労働省H24年度基準値**	
上水	Bq/L	0.00004	10	25万倍
米	Bq/kg	0.012	100	8,300倍
根菜	Bq/kg	0.008	100	12,500倍
葉菜	Bq/kg	0.016	100	6,300倍
牛乳	Bq/L	0.012	50	4,200倍
魚類	Bq/kg	0.091	100	1,100倍
製茶(乾燥)	Bq/kg	0.240	100	420倍

*セシウム137の値 **セシウムの値
出典：日本分析センター平成20年事業報告書より

- 原子力規制庁 03-3581-3352
- 経済産業省 03-3501-1511
- 環境省 03-6741-4535
- 厚生労働省 03-5253-1111
- 九州電力 092-761-3031
- 佐賀県庁 0952-24-2111
- 玄海町役場 0955-52-2111
- 唐津市役所 0955-72-9260
- 伊万里市役所 0955-23-2111

分からないことは電話を！
親切に対応してくれますよ！

3.11後、大改悪！今、全国で「安全」と言われているのはこの基準値です。

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

佐賀市伊勢町2-14 TEL:0952-37-9212 携帯090-3949-2103
saiban.jimukyoku@gmail.com http://saga-genkai.jimdo.com/

玄海原発反対からつ事務所

唐津市朝日町1095-10 TEL:090-7926-5591
no.nukes.karatsu@vc.people-i.ne.jp
http://nonukeskaratsu.wixsite.com/karatsu